

第118回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年6月22日(木)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室

目次

■ 株主総会招集ご通知	2
■ 事業報告	4
■ 連結計算書類	28
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	36
■ 株主総会参考書類	39
第1号議案 剰余金の処分の件	39
第2号議案 取締役4名選任の件	40
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	42
第4号議案 当社株式等の大量取得行為に関する 対応策(買収防衛策)更新の件	43
株主総会会場のご案内	末尾

郵送による議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送により、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

行使期限：平成29年6月21日(水)
午後5時30分

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **名村 建介**



経営理念 「存在感」

私たちは、
お客様にとって
働く人にとって
地域にとって
日本にとって
世界にとって
必要とされる企業であり続けたい

私は、
お客様にとって
職場にとって
家族にとって
地域にとって
なくてはならない存在になりたい
「存在感」が当社の経営理念です



招集ご通知

証券コード 7014
平成29年5月31日

株主各位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号
株式会社 **名村造船所**
代表取締役社長 **名村 建介**

第118回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成29年6月21日（水）営業時間終了時（午後5時30分）**までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室
3 目的事項	<p>報告事項 (1) 第118期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>(2) 第118期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件</p>

以 上

お 願 い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<http://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の新株予約権等に関する事項」、「事業報告の株式会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<http://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

■ 当連結会計年度の経営環境と業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半は新興国経済の減速や英国のEU離脱決定等を背景に円高・株安が進行し、年度後半には米国大統領選挙の結果から為替相場をはじめ経済・金融市場に混乱が生じるなど依然として先行き不透明な状況が続いております。

日本造船工業会によりますと、平成28年暦年の世界新造船竣工量は6,620万総トン（前年同期比2.0%減）であります。同期間の新造船受注量は2,000万総トンを下回る1,797万総トン（前年同期比76.7%減）と24年ぶりの記録的な低水準になりました。一昨年から続いている海運不況は大底を打ったとみられるものの、本格的な新造船需要を喚起するほどの顕著な回復傾向はみられず、日本・韓国・中国のいずれの造船所も新規の受注を獲得することが困難な状況で手持工事量の減少が加速しております。このような厳しい環境を受けて、韓国においては大手造船所の集約構想、中国においては政府主導の大手国営造船所統合方針なども報じられており、これまでの枠を超えた大規模な再編・集約・撤退が進んでいくことも予想されます。

当企業集団の当連結会計年度の業績は、中核事業である新造船部門において売上対象船の多くが低船価であったことに加え、為替相場が前年度より総じて円高傾向で推移したことや船主要望による納期調整等契約条件の変更もあって、売上高は137,208百万円（前年同期比6.8%減）となりました。損益面では、新造船事業における売上高の減少に加えて、記録的な厳しい受注環境の中で中長期的な戦略に基づいて積極的な営業活動を展開し、超大型油送船（V L C C）などの新規開発船を中心に9隻を受注、6隻を内定し、3年分の受注残を確保したことに伴い、これら15隻を含めて予想原価を保守的に見積もった結果、工事損失引当金が前連結会計年度比で7,118百万円と大幅に増加（当連結会計年度第3四半期末比では5,104百万円増）し、営業損失は9,320百万円（前年同期は6,639百万円の営業利益）、経常損失は9,806百万円（前年同期は5,574百万円の経常利益）となりました。また、税金等調整前当期純損失は8,799百万円（前年同期は8,346百万円の純利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は繰延税金資産を取り崩したことにより11,308百万円（前年同期は7,311百万円の純利益）と非常に厳しい結果となりましたが、当連結会計年度末の自己資本比率は47%であり、引き続き安定的な財務体質を維持しております。

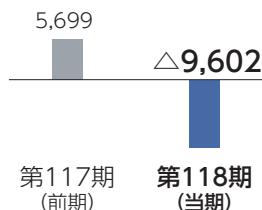
■ 事業別の営業の状況

新造船事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)

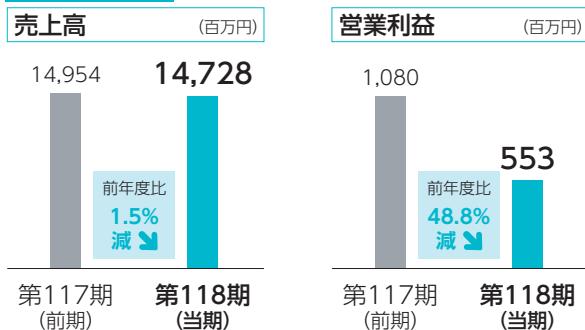


当企業集団の年間新造船建造量は総トンベースで日本造船工業会会員企業合計建造量の10%前後で推移しております。当連結会計年度におきましては、中型油送船3隻、中型撒積運搬船15隻、ハンディ型撒積運搬船12隻の合計30隻を完工し、工事進行基準による当連結会計年度の売上高は103,937百万円（前年同期比6.7%減）、営業損失は9,602百万円（前年同期は5,699百万円の営業利益）となりました。

受注面におきましては、当企業集団の新たな戦略商品と位置づけております超大型油送船3隻をはじめ、大型撒積運搬船1隻、中型油送船3隻、ハンディ型撒積運搬船2隻の合計9隻と、総トンベースで日本造船工業会会員企業本年度総受注量の20%強を受注した結果、当連結会計年度末の受注残高は275,806百万円（前年同期比14.0%減）となり、これに内定分6隻を含めるとほぼ3年分の受注残となりました。

当連結会計年度における売上計上の米ドル額は943百万米ドルであり、その平均レートは1米ドル当たり106円57銭であります。

修繕船事業



主として佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社が担う修繕船事業におきましては、主力である艦艇工事および一般商船の修繕工事に積極的に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、函館どつく株式会社における艦艇修繕が次年度にまたがる大型工事であったために減収減益となり、結果として売上高は14,728百万円（前年同期比1.5%減）、営業利益は553百万円（前年同期比48.8%減）となりました。

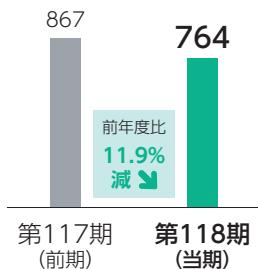
なお、当連結会計年度末受注残高は、主に佐世保重工業株式会社において当連結会計年度内に艦艇の定期検査が集中して完工したことにより5,620百万円（前年同期比35.2%減）となりました。

機械事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



佐世保重工業株式会社およびオリイメック株式会社が担う機械事業におきましては、船舶用機器および産業機械等の分野で受注および売上の拡大に努めております。

当連結会計年度の売上高は、船舶用機器部門は計画通りに推移いたしましたが、産業機械部門は米国やメキシコでは躍進したものの、景気回復に停滞感が漂う中国や東南アジアで大きく低迷した結果、10,936百万円（前年同期比11.8%減）となり、損益面につきましては764百万円の営業利益（前年同期比11.9%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、4,664百万円（前年同期比2.1%増）となりました。

鉄構陸機事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



九州地方整備局ご発注の徳益高架橋上部工工事（737トン）などの工事を予定通り完工しましたが、北海道における公共工事が不調で、当連結会計年度の売上高は3,093百万円（前年同期比3.8%減）、営業利益は142百万円（前年同期比22.0%減）となりました。

なお、九州圏内の大型工事の受注もあり当連結会計年度末受注残高は、5,638百万円（前年同期比32.9%増）となりました。

その他事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



当連結会計年度の売上高は4,514百万円（前年同期比13.8%減）となりましたが、営業利益は847百万円（前年同期比20.2%増）と増益になりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、1,745百万円（前年同期比124.3%増）であります。

事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前年同期比 増減(%)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前年同期比 増減(%)
新造船	111,398	103,937	△6.7	5,699	△9,602	—
修繕船	14,954	14,728	△1.5	1,080	553	△48.8
機械	12,396	10,936	△11.8	867	764	△11.9
鉄構陸機	3,217	3,093	△3.8	181	142	△22.0
その他 (消去又は全社)	5,237	4,514	△13.8	706 (△1,894)	847 (△2,024)	20.2
合計	147,202	137,208	△6.8	6,639	△9,320	—

(2) 企業集団の資機材調達および外注

調達を取り巻く環境は、中国における炭鉱の操業度調整や主要原料炭産出国である豪州の天候異変による原料炭の高騰、日本最大の鉄鋼メーカーにおける工場火災事故による供給能力の一時的減少などの影響により鋼材価格の値上がり圧力が強まりましたが、佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社との連携を図り、規模のメリットを最大限に活用しコスト削減活動に尽力することで採算の改善に注力しております。

また、調達部門としましては、関連会社や他部門とも連携し、資機材取引先各社とのVA/V E活動を継続・深化させるとともに、海外調達の拡大を図るなど、今後の難局を乗り切るために英知を結集して適正品質安定供給を維持・確保し、顧客満足に繋げていくよう努めております。

(3) 企業集団の設備投資、研究開発

当連結会計年度においては、厳しい受注環境下にありますが生産性向上・競争力強化を狙い、形鋼印字切断装置の導入やブロックヤード新築工事等の設備投資を実施し、また、省エネ機器への代替および既存設備の予防保全や老朽化設備のリプレイス等を行い、その総額は6,178百万円となりました。

研究開発費の総額は830百万円であり、船舶・海洋に関する基礎的な研究、船舶主機における排熱エネルギー回収システムのほか環境に配慮した省燃費船型・付加物の研究や新商品の開発、既存商品の品質向上、生産効率の改善に取り組み、成果を上げつつあります。

(4) 企業集団の経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当企業集団は、中核事業である新造船事業の強化によりグループの経営基盤を強固にしつつ、修繕船・機械・鉄構陸機事業やその他事業における中核事業の補完と多角化を通じて、長期的視野にたったグループ経営による収益力の向上を図ってまいります。経営資源の集中と選択を原則としながら事業規模の拡大を図り、必要に応じて他社との戦略的提携やM&Aによる新規事業、さらなる海外事業への進出など事業分野・事業形態の多様化にも積極的に取り組み、企業グループ全体の企業価値と市場環境変化に対する適応力を高め、株主、顧客の皆様から信頼され、成長を期待される「存在感」ある企業グループの形成を目指しております。

新たに平成29年度から平成31年度までの3ヶ年間の中期経営計画「攻めて勝つ！」を策定し、国内外の同業他社との厳しい競争に打ち勝つために将来に向けた成長戦略に積極的に取り組む方針を掲げました。新造船事業における厳しい市場環境を競合他社との差別化の好機と捉え、グループ全体として戦略的かつ積極的な受注を展開し、コスト競争力と生産性、技術開発力、品質の向上を図り、顧客満足度のさらなる改善に努めてまいります。また修繕船事業、機械事業、鉄構陸機事業、その他事業につきましても、急速かつ多様な環境変化への対応力や技術力を強化することで事業基盤を強化し、各事業における強みを活かし弱みを克服し、収益構造の安定化に努めてまいります。

今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値の向上・株主共同の利益の確保に努めてまいります。

新造船事業

新造船の受注環境は厳しい状況にありますが、足元では潮目が変わる兆しも見られ、船価は徐々に改善することが期待されます。ただ、新造船需要の本格的回復には時間を要し、わが国の造船所における成約案件量は低水準が暫く続くものと予想しております。

このような環境下、「原則として3年分の受注残の確保」を当グループの受注基本方針とし、手持工事量の確保に向けて市場ニーズに対応した競争力ある新船型の開発に鋭意努めてまいります。また、性能・品質を高めながらコスト削減に徹底して取り組むとともに、撒積運搬船、油送船、LPG運搬船など複数の船型を受注・建造するプロダクトミックス体制のさらなる進化に努めてまいります。

修繕船事業

修繕船事業の主力である艦艇工事は、今後艦艇の拡充や大型化と延命工事により工事量の増加が期待され、受入態勢の整備に向けた対応力強化に取り組んでおります。修繕船事業は操業の山谷が大きい事業であり、厳しい価格競争が続いている一般商船につきましても、営業力・技術力強化や徹底的なコスト削減による競争力強化により受注拡大を図り、安定操業量の確保に努めてまいります。

佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社ともに長年の歴史と伝統に裏付けられた確かな技術力と立地の優位性を最大限に活かしてまいります。

機械事業

産業機械を担うオリイメック株式会社では、主要顧客である自動車産業において、米国新大統領の政策転換による設備投資意欲への影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況にあります。このような事業環境の下で、国内事業においては市場占有率を高めて事業の持続的成長を図り、海外事業においては受注・売上の拡大による中国生産子会社の稼働率改善を最優先課題として取り組んでまいります。

船舶用機器等を担う佐世保重工業株式会社は、新造船建造量の減少という逆風が続く中で、営業力の強化・コスト競争力強化に取り組み、受注および販路の拡大を図るとともに、将来に向けた船舶用機器以外の開拓にも取り組んでまいります。

鉄構陸機事業

新設橋梁の発注は減少し受注競争が激化するなか、総合評価落札方式への対応力の強化を図ることで受注確度の向上に努めるとともに、今後確実に需要が増加すると見込まれる保全・補修工事への取り組みを強化いたします。また、民間企業向けの産業機械関連鉄構品などにも積極的に取り組み、確実に利益を確保出来る構造改革と体質改善を図ってまいります。

その他事業

その他事業を担う各社が市場環境の急速な変化に対応出来るようグループの事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。また、当企業集団における各事業の役割を明確化することでグループ経営資源の有効活用やシナジー効果を高め、各事業の収益力を高め、グループ収益基盤の強化・発展を図ってまいります。

資材調達部門

低船価船の建造が続くことから、ありとあらゆるコスト削減活動に鋭意尽力し、徹底的に採算改善に寄与していくことが最大の課題であり、使命であります。佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社と緊密に連携をとり、既調達先とのV A/V E活動をさらに活性化するとともに、海外も含めた新規取引先の開拓を積極的に進めるなど選択肢を広げ、資材コストの削減を図ってまいります。

また、今後の工程を円滑にキープしていくためには資機材の安定確保も非常に重要な課題であります。供給リスクを予見した発注体制やシステムを活用して徹底した納期管理を実施するなど、資機材の安定確保に努めてまいります。

設備投資部門

生産性向上・競争力強化を狙った生産設備の投資に加え、省エネ機器への更新および既存設備の予防保全や老朽化設備の計画的リプレイスを進め、安定的・効率的な操業の確保に努めてまいります。佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社との連携、情報共有化の拡大を図り、設備関係のさらなる効率化、競争力強化に繋げてまいります。

研究開発部門

世界的な環境規制の高まりの中で、環境負荷低減に鋭意取り組んでおります。特に新造船事業におきましては、環境規制対応の遅れは事業機会の逸失につながることから商品開発専任部門を設置し、営業部門等とも連携を密にして市場調査から商品開発までの業務密度を高め、船社各位における船舶の実運用状況等も踏まえ、省エネ船型・付加物の開発などによる温室効果ガス排出量の削減などの研究に積極的に取り組んでまいりますとともに、新規市場開拓のための戦略的な商品開発に努めてまいります。

また、オリイメック株式会社においてはプレス関連大型機械の完成度を高め、他の事業部門においても他社との連携による技術力の強化を図るなど、業界における差別化に努めてまいります。

管理間接部門

当企業集団を取り巻く事業環境は多くのリスク要因を抱え、極めて厳しく先が見え難い状況にあります。日々変化し続ける事業環境に的確に対応し、顧客が真に求めているものを提供し続けることで、管理間接部門を含めた全ての部門が一致団結してコスト削減や業務の効率化と顧客満足度の向上に取り組んでまいります。

重要な経営資源であります人材面については、ダイバーシティへの取り組みを進め、環境の変化や事業展開を勘案したうえで、必要な人材を適時確保するとともに、将来を担う人材の育成と円滑な技術・技能の伝承に努め、グループ間の人材交流や積極的な外部人材の導入により、当企業集団の組織力強化に取り組んでまいります。

また、生産現場をはじめとする職場の安全と安心の確保は事業を進めていくための大前提であり、安全で快適な職場環境の構築に努めてまいります。

財務面では、適切な会計基準に則った透明性の高い会計処理方針を堅持しつつ、事業の持続的成長や今後の事業戦略のために必要な資金需要に的確かつ安定的に対応するため、財務体質の一層の強化と健全化を図るとともに、直接金融・間接金融のバランスにも配慮した多様かつ積極的な資金調達を図ってまいります。

当企業集団が、企業価値を高め、社会から信頼・尊敬される企業として継続的に成長するためにコンプライアンスの徹底を引き続き推進するとともに、内部統制システムの継続的な改善を行い、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

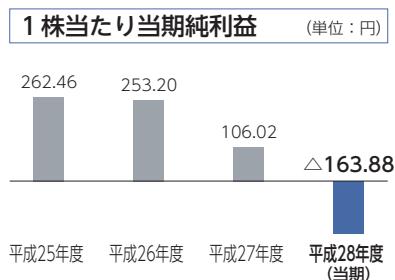
① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	124,559	135,635	147,202	137,208
経常利益(△は損失) (百万円)	23,677	22,134	5,574	△9,806
親会社株主に帰属 する当期純利益 (△は損失) (百万円)	12,687	14,652	7,311	△11,308
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	262.46	253.20	106.02	△163.88
総資産 (百万円)	152,891	204,428	214,105	208,201
受注残高 (百万円)	253,186	308,175	339,149	293,473

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 受注残高は工事完成基準で記載しております。



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	98,885	92,052	83,558	94,653
経常利益(△は損失) (百万円)	20,221	17,353	1,950	△6,507
当期純利益(△は損失) (百万円)	11,057	10,866	3,332	△7,212
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	228.60	187.68	48.29	△104.50
総資産 (百万円)	128,520	150,300	158,445	163,423

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

売上高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
佐世保重工業株式会社	8,414	100.0	船舶製造業
函館どつく株式会社	1,746	89.9	船舶製造業
オリイメック株式会社	1,491	100.0	機械製造業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

- ① 新造船事業 各種船舶の製造販売
- ② 修繕船事業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 機械事業 プレス用自動化装置、精密ばね成形機の製造販売
舶用機械機器の製作、修理
- ④ 鉄構陸機事業 橋梁等鉄鋼構造物の製造販売および修繕
- ⑤ その他 機械、工具等の販売
ソフトウェア開発、情報機器の販売
設備の保全、保安業務

(8) 企業集団の主要拠点等

- ① 当 社 本社（大阪市西区）、伊万里事業所（佐賀県伊万里市）、
東京事務所（東京都港区）
- ② 佐世保重工業株式会社 本社（長崎県佐世保市）、東京事務所（東京都台東区）、
大阪営業所（大阪市西区）
- ③ 函館どつく株式会社 本社・函館造船所（北海道函館市）、室蘭製作所（北海道室蘭市）、
東京事務所（東京都中央区）
- ④ オリイメック株式会社 本社（神奈川県伊勢原市）、川口事業所（埼玉県川口市）

(9) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
新造船	1,520	15減
修繕船	371	10増
機械	470	33減
鉄構陸機	66	3減
その他	628	53減
合計	3,055	94減

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
1,032	30増	39.6	16.2

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社日本政策投資銀行	5,798
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,586
株式会社福岡銀行	2,068
D I A L E A S E M A R I T I M E S . A .	1,512
株式会社北海道銀行	1,000

2 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 190,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 69,021,322株(自己株式17,229株を除く)
(注) 新株予約権の行使により発行済株式の総数が18,500株増加しております。
- (3) 株 主 数 15,439名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	5,028	7.3
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	3,050	4.4
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NVI01	2,735	4.0
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,233	3.2
株 式 会 社 商 船 三 井	2,066	3.0
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	1,658	2.4
大 和 工 業 株 式 会 社	1,626	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,548	2.2
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,529	2.2
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	1,413	2.0

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 当社の会社役員に関する事項

(1) 当社会社役員の状況 (平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	佐世保重工業株式会社 代表取締役会長、 函館どつく株式会社 取締役会長、 オリイメック株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	名 村 建 介	佐世保重工業株式会社 代表取締役社長、 函館どつく株式会社 取締役、 オリイメック株式会社 取締役
代表取締役副社長	吉 岡 修 三	社長補佐 兼 グループ新造船事業統轄 兼 船舶海洋事業部長、 佐世保重工業株式会社 取締役、 函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	力 武 光 男	常務執行役員 生産業務本部長 兼 伊万里事業所長 兼 I S O 総括
取 締 役	茅 切 文 男	常務執行役員 船舶海洋事業部営業本部長 兼 東京事務所長
取 締 役	池 邊 吉 博	執行役員 グループ最高財務責任者 兼 経營業務本部長、 函館どつく株式会社 監査役
取 締 役	鈴 木 輝 雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役、 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役、 株式会社オーム社 社外監査役
取 締 役	古 川 芳 孝	九州大学 大学院工学研究院教授
常 勤 監 査 役	井 関 延 行	佐世保重工業株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	岩 切 辰 美	
監 査 役	荒 木 勝	公認会計士、 株式会社梅の花 社外取締役
監 査 役	山 下 公 央	株式会社みどり会 社外監査役

- (注) 1. 取締役鈴木輝雄および古川芳孝は、社外取締役であります。
 2. 監査役荒木勝および山下公央は、社外監査役であります。
 3. 監査役荒木勝は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役山下公央は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役鈴木輝雄および古川芳孝ならびに監査役荒木勝を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 当社会社役員の報酬等の額

	人 数 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役	8	192
監 査 役	5	34
合 計	13	226

- (注) 1. 上記、報酬等の総額には当事業年度に係る役員賞与および当事業年度に係る報酬として付与した新株予約権の金額が含まれております。
2. 上記の監査役の支給人員には、平成28年6月23日開催の第117回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額50百万円は含まれておりません。
4. 上記のうち社外役員に対する報酬等に係る人数および額は4名18百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職状況
社 外 取 締 役	鈴 木 輝 雄	株式会社スパンドニクス 社外監査役 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役 株式会社オーム社 社外監査役
	古 川 芳 孝	九州大学 大学院工学研究院教授
社 外 監 査 役	荒 木 勝	株式会社梅の花 社外取締役
	山 下 公 央	株式会社みどり会 社外監査役

- (注) 社外取締役古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っておりますが、金額が僅少であり、当社の定める独立性判断基準に抵触しておりません。なお、その他の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
社外取締役	鈴木輝雄	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回に出席し、主に裁判官・弁護士として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	古川芳孝	取締役就任後における当事業年度の取締役会14回のうち全回に出席し、主に船舶の専門家として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	荒木勝	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回に出席し、また、監査役会14回のうち全回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	山下公央	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回に出席し、また、監査役会14回のうち全回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条の第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 50百万円
監査役会は、前事業年度の監査実績の差異分析、評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 96百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成に関する指導・助言を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の、理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ② 取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。
- ③ 内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果を内部統制委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、内部統制委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとしします。
- ④ 法令、諸規程ならびに企業倫理に違反する行為を発見し、是正することを目的とした内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めたヘルプ・ハッチ）を制定し、関係会社や協力会社の役職員も利用可能な通報窓口（社内／社外窓口）を設置して、コンプライアンス体制の充実を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとしします。
- ② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとしします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
- ② 取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行ってしています。また、重要な事項については、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行や取締役会に上程される重要な事項について審議・報告を行うこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとしています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。
- ④ 個人情報への漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。
- ⑤ 当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言を行うものとしています。
- ⑥ 当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動を行います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。
- ③ 監査役の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令を行うことは出来ないものとします。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べることのできる体制を確保しています。
- ② 取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役 の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の 執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締役お よび使用人が監査役に報告をするための体制

- ① (6)の①に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。
- ② 監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換を行うことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供を行った者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いを行わないこととしています。
- ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。
- ④ 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。

(8) 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適 正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営状況につき3カ月に1回（重要な子会社については毎月）、担当する取締役および執行役員の執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議の上、当社の取締役会で意思決定します。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。
- ④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用に継続して取り組みます。
 - (イ) 子会社使用人も当社の内部通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。社外取締役および社外監査役は、取締役会に加え執行役員会にも出席し、会社の重要事項について報告を受け、適宜質問することにより会社の重要情報を共有しています。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を19回、執行役員会を12回開催しております。また、管理職全員が参加する毎年2回の部長会で社長から当該年度の全社経営方針を示達するとともに、各部署および各子会社の年度毎の業務運営計画を討議・指導し、確定しています。

(2) リスク管理体制について

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社および各子会社の内部監査を実施し、3カ月毎に内部統制委員会で報告・審議を行った後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。

また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、平成27年4月に「危機管理規程」を整備し、リスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、情報システム事故を重点リスクとして、継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス体制の基礎となる行動憲章・行動指針を掲げ、企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めており、法令等の遵守を推進していくために社内研修を実施しております。当事業年度におきましては、管理職を対象としたコンプライアンス研修や係長・職長等の指導者を対象としたリスク管理研修を実施しております。

また、法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度を制定し、その窓口を社内と社外に設置しております。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会は14回開催され、常勤監査役から会社の状況に関する報告および監査役相互の意見交換が行われています。

また、常勤監査役は取締役会、執行役員会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行について監視するとともに、子会社を含むほぼ全ての内部監査に同席し、内部監査室との連携が図られています。

(5) グループ管理体制について

「関係会社管理規程」を定めて管理項目を明確にし、子会社の重要事項の事前承認や報告を受け体制を整えております。また、子会社からの経営状況につきましては、毎月開催の社外役員も出席する執行役員会で、各子会社を担当する役員から定期的に経営状況等の報告を受けており、現状が把握できる状況にあります。

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	152,626
現金及び預金	98,176
受取手形及び売掛金	36,966
商品及び製品	1,532
仕掛品	7,298
原材料及び貯蔵品	1,641
前渡金	3,170
繰延税金資産	261
その他	3,631
貸倒引当金	△49
固定資産	55,575
有形固定資産	42,630
建物及び構築物	17,709
ドック船台	2,715
機械装置及び運搬具	5,620
船舶	861
工具、器具及び備品	604
土地	13,328
リース資産	564
建設仮勘定	1,229
無形固定資産	457
ソフトウェア	419
リース資産	7
電話加入権	28
その他	3
投資その他の資産	12,488
投資有価証券	9,943
長期貸付金	32
繰延税金資産	143
その他	2,425
貸倒引当金	△55
資産合計	208,201

科目	金額
負債の部	
流動負債	88,099
支払手形及び買掛金	31,457
短期借入金	6,116
リース債務	182
未払法人税等	312
前受金	30,030
保証工事引当金	1,873
工事損失引当金	10,376
設備関係支払手形	1,710
その他	6,043
固定負債	21,905
長期借入金	11,567
リース債務	409
繰延税金負債	1,984
役員退職慰労引当金	106
特別修繕引当金	181
退職給付に係る負債	5,541
資産除去債務	1,164
その他	953
負債合計	110,004
純資産の部	
株主資本	96,352
資本金	8,112
資本剰余金	33,911
利益剰余金	54,344
自己株式	△15
その他の包括利益累計額	1,007
その他有価証券評価差額金	1,475
繰延ヘッジ損益	31
為替換算調整勘定	729
退職給付に係る調整累計額	△1,228
新株予約権	240
非支配株主持分	598
純資産合計	98,197
負債・純資産合計	208,201

連結損益計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		137,208
売上原価		138,172
売上総損失		964
販売費及び一般管理費		8,356
営業損失		9,320
営業外収益		
受取利息	106	
受取配当金	157	
持分法による投資利益	7	
その他	123	393
営業外費用		
支払利息	334	
支払手数料	26	
固定資産除売却損	90	
為替差損	150	
その他	279	879
経常損失		9,806
特別利益		
契約解約益	732	
固定資産売却益	616	
投資有価証券売却益	14	1,362
特別損失		
投資有価証券評価損	58	
減損損失	297	355
税金等調整前当期純損失		8,799
法人税、住民税及び事業税	345	
法人税等調整額	2,479	2,824
当期純損失		11,623
非支配株主に帰属する当期純損失		315
親会社株主に帰属する当期純損失		11,308

連結株主資本等変動計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,108	33,906	66,825	△14	108,825
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	4	5			9
剰 余 金 の 配 当			△1,173		△1,173
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△11,308		△11,308
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	4	5	△12,481	△1	△12,473
当 期 末 残 高	8,112	33,911	54,344	△15	96,352

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△27	9	919	△1,164	△263	205	1,016	109,783
連結会計年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)						△9		0
剰 余 金 の 配 当								△1,173
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)								△11,308
自 己 株 式 の 取 得								△1
自 己 株 式 の 処 分								0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	1,502	22	△190	△64	1,270	44	△418	896
連結会計年度中の変動額合計	1,502	22	△190	△64	1,270	35	△418	△11,586
当 期 末 残 高	1,475	31	729	△1,228	1,007	240	598	98,197

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	111,079	流動負債	68,433
現金及び預金	60,551	支払手形	480
受取手形	54	電子記録債務	3,806
売掛金	29,999	買掛金	19,398
仕掛品	2,753	短期借入金	2,254
原材料及び貯蔵品	523	リース債務	42
前渡金	13,491	未払金	1,420
前払費用	126	未払費用	1,660
未収収益	0	未払法人税等	118
未収入金	1,954	前受金	29,410
未収消費税等	1,643	預り金	147
その他	34	保証工事引当金	1,885
貸倒引当金	△49	工事損失引当金	6,925
		設備関係電子記録債務	880
		その他	8
固定資産	52,344	固定負債	8,305
有形固定資産	14,363	長期借入金	4,962
建物	5,920	リース債務	106
構築物	2,070	繰延税金負債	994
ドック船台	334	退職給付引当金	959
機械及び装置	1,746	資産除去債務	704
船舶	0	その他	580
車両運搬具	57	負債合計	76,738
工具、器具及び備品	271	純資産の部	
土地	3,820	株主資本	85,082
リース資産	134	資本金	8,112
建設仮勘定	11	資本剰余金	33,842
無形固定資産	236	資本準備金	33,842
ソフトウェア	236	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	37,745	利益剰余金	43,141
投資有価証券	6,631	利益準備金	247
関係会社株式	30,632	その他利益剰余金	42,894
出資金	0	配当準備積立金	122
長期貸付金	2	特別償却準備金	375
長期前払費用	1	固定資産圧縮積立金	89
その他	482	別途積立金	2,000
貸倒引当金	△3	繰越利益剰余金	40,308
資産合計	163,423	自己株式	△13
		評価・換算差額等	1,363
		その他有価証券評価差額金	1,372
		繰延ヘッジ損益	△9
		新株予約権	240
		純資産合計	86,685
		負債・純資産合計	163,423

損益計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		94,653
売上原価		100,183
売上総損失		5,530
販売費及び一般管理費		3,083
営業損失		8,613
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,263	
為替差益	32	
その他	24	2,319
営業外費用		
支払利息	105	
支払手数料	26	
固定資産除売却損	47	
その他	35	213
経常損失		6,507
特別利益		
投資有価証券売却益	14	
契約解約益	488	502
特別損失		
投資有価証券評価損	11	11
税引前当期純損失		6,016
法人税、住民税及び事業税	72	
法人税等調整額	1,124	1,196
当期純損失		7,212

株主資本等変動計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	8,108	33,837	0	33,837	247
当 期 中 の 変 動 額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	4	5		5	
剰 余 金 の 配 当					
特別償却準備金の取崩					
特別償却準備金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当 期 純 損 失 (△)					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当 期 中 の 変 動 額 合 計	4	5	△0	5	—
当 期 末 残 高	8,112	33,842	0	33,842	247

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
	配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	122	60	100	2,000	48,997	51,526
当 期 中 の 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						
剰 余 金 の 配 当					△1,173	△1,173
特別償却準備金の取崩		△17			17	—
特別償却準備金の積立		332			△332	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△11		11	—
当 期 純 損 失 (△)					△7,212	△7,212
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)						
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	315	△11	—	△8,689	△8,385
当 期 末 残 高	122	375	89	2,000	40,308	43,141

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△12	93,459	353	△27	326	205	93,990
当 期 中 の 変 動 額							
新株の発行 (新株予約権の行使)		9				△9	0
剰 余 金 の 配 当		△1,173					△1,173
特別償却準備金の取崩							
特別償却準備金の積立							
固定資産圧縮積立金の取崩							
当 期 純 損 失 (△)		△7,212					△7,212
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1					△1
自 己 株 式 の 処 分	0	0					0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)			1,019	18	1,037	44	1,081
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△1	△8,377	1,019	18	1,037	35	△7,305
当 期 末 残 高	△13	85,082	1,372	△9	1,363	240	86,685

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 名村造船所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井上嘉之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井秀吏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 名村造船所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嘉之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 秀吏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役および監査役等に意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 名村造船所 監査役会

常勤監査役 井 関 延 行 ㊞

常勤監査役 岩 切 辰 美 ㊞

監 査 役 荒 木 勝 ㊞

監 査 役 山 下 公 央 ㊞

(注) 監査役 荒木勝および監査役 山下公央は、会社法に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、企業体力や今後の経営体質の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ安定的かつ継続的な配当を主眼としつつ、当期の収益状況、現状の業界動向および今後の事業戦略、財務体質等を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金8円………総額552,170,576円 なお、中間配当金（当社普通株式1株につき金7円）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき金15円となります。
3 剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年6月23日

第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 名村建彦、名村建介、力武光男および池邊吉博の4名は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 なむら たつ ひこ
名村 建彦 昭和16年1月5日生

所有する当社株式数：304,075株

再任

■ 略歴、地位および担当

昭和39年4月 丸紅飯田株式会社（現 丸紅株式会社）入社
昭和61年4月 同社船舶第二部企画調整室長
昭和62年1月 当社入社、特別顧問
昭和62年6月 当社取締役副社長
昭和63年6月 当社代表取締役社長
平成22年4月 当社代表取締役会長兼社長
平成23年4月 当社代表取締役会長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 佐世保重工業株式会社 代表取締役会長
- 函館どつく株式会社 取締役会長
- オリイメック株式会社 代表取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有し、当社の代表取締役会長に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、実績を活かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者いたしました。

2 なむら けん すけ
名村 建介 昭和48年6月15日生

所有する当社株式数：64,850株

再任

■ 略歴、地位および担当

平成9年4月 当社入社
平成16年4月 当社経営業務本部経営管理部長
平成17年6月 当社取締役執行役員経営業務本部経営管理部長
平成18年4月 当社取締役執行役員経営業務本部副本部長
平成18年10月 当社取締役執行役員経営業務本部長
平成19年4月 当社取締役常務執行役員経営業務本部長
平成20年4月 当社取締役専務執行役員経営業務本部長
平成21年10月 当社取締役専務執行役員経営業務本部・生産業務本部統轄
平成22年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼経営業務本部・生産業務本部統轄
平成23年4月 当社代表取締役社長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 佐世保重工業株式会社 代表取締役社長
- 函館どつく株式会社 取締役
- オリイメック株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、当社事業・業務に関する豊富な知識と会社経営に関する識見を有し、当社の代表取締役社長に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、実績を活かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者いたしました。

りき たけ みつ お
3 力武 光男

昭和29年5月4日生

所有する当社株式数： 14,100株

再任

■ 略歴、地位および担当

昭和48年4月 当社入社
平成19年4月 当社生産業務本部資材部長
平成23年4月 当社執行役員生産業務本部副本部長兼資材部長
平成25年4月 当社執行役員生産業務本部長
平成25年6月 当社取締役執行役員生産業務本部長
平成26年4月 当社取締役常務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所副事業所長兼ISO総括
平成26年10月 当社取締役常務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所長兼ISO総括
平成29年4月 当社取締役専務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所長兼ISO総括
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、生産・資材調達分野等での豊富な経験を有し、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、実績を活かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。

いけ べ よし ひろ
4 池邊 吉博

昭和29年4月3日生

所有する当社株式数： 2,900株

再任

■ 略歴、地位および担当

昭和53年4月 丸紅株式会社入社
平成19年4月 同社法務部長
平成23年4月 同社参与法務部担当役員補佐
平成26年4月 当社入社、経営業務本部副本部長
平成26年6月 当社執行役員経営業務本部副本部長
平成26年10月 当社執行役員経営業務本部長
平成27年6月 当社取締役執行役員グループ最高財務責任者兼経営業務本部長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

● 函館どつく株式会社 監査役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、法務・財務分野等での豊富な経験を有し、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、実績を活かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成28年6月23日開催の第117回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

やま もと のり お
山本 紀夫 昭和27年6月29日生

所有する当社株式数： 0株 **社外**

■ 略歴および地位

昭和56年4月 弁護士登録
 昭和59年1月 坂口・山本法律事務所設立
 平成7年4月 山本法律事務所設立
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 弁護士
- 久留米運送株式会社 社外監査役
- 久留米工業大学 理事

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は弁護士としての専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
 3. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

当社は、平成20年5月22日開催の当社取締役会において決議し、平成20年6月26日開催の当社第109回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。また、その後は直近では平成26年6月24日開催の第115回定時株主総会においても、株主の皆様から継続の承認をいただいております。（以下、継続後の買収防衛策を「現プラン」といいます。）現プランは、その有効期間が本定時株主総会終結の時までとされており、つきましては、当社定款第18条に基づき、現プランを一部変更した上で更新し（以下「本更新」といい、本更新により導入される当社株式等の大量取得行為に関する対応方針を以下「本プラン」といいます。）、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

なお、本プランの基本的内容は現プランと実質的に同一ですが、本更新に伴い不適切な買収者等が保有する新株予約権の対価として金員等の交付を行わない旨を明記しました。

記

1. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プランの目的）

当社は、平成20年5月22日開催の当社取締役会において、下記（1）に記載のとおり「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決議いたしました。本議案は、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、直近では平成26年6月24日開催の第115回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、その有効期間は本定時株主総会終結の時までとされており、本プランを更新することをお諮りするものであります。

（1）当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式等の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式等の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記（1）に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式等に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買収者との交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記（a）の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとしています（詳細については下記（2）「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式等の大量取得を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会（その詳細については下記（6）「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに定めるところに従い、必要に応じて、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを予定しています（その詳細については下記（2）「本プランの発動に係る手続」(e)をご参照下さい。）。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株式等²について、保有者³の株式等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株式等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株式等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて当社取締役会へ提出していただきます。なお、買付者等から書面による要請を受けた場合には、買付説明書の書式を当該要請から10営業日以内に送付いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

-
- 1 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項の「株券等」をいいます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の23第4項の「株券等保有割合」をいいます。本議案において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第1項の「株券等」をいいます。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第8項の「株券等所有割合」をいいます。本議案において同じとします。
 - 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績（法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付者等と第三者との間の当社の株式等に関する合意（締結日、相手方およびその具体的内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主、当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記（d）①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が提出を求めた情報（もしあれば）が提出されてから、対価を金銭（円貨）のみとし当社株式等の全てを対象とする公開買付けによる買付等の場合には最長60日、その他の買付等の場合には最長90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、上記①に従い取締役会の意見およびその理由ならびに代替案（もしあれば）等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の適時開示規則に従い独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記（４）「本新株予約権の無償割当ての概要」（f）に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（i）当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ii）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この場合、当社は、当該延長の理由および延長期間について、速やかに情報開示を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

ただし、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上相当と認める場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、独立委員会における手続に加えて、速やかに株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議する場合があります。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決定を行うものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施しません。買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合または当社取締役会もしくは株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会または株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、原則として独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株式等を買占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当社株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による買付等である場合
- (d) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付を行うことをいいます。）等株式等の所有者に株式等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (e) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (f) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない買付等である場合

- (g) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
 - (h) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド力、企業文化または当社の従業員等との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数を上限とします。
 - (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき原則として本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
 - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
 - (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である当社普通株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。
 - (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記（i）項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者¹⁰、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者¹¹、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者¹²（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記（i）項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

10 原則として、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

11 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項の「株券等」をいいます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、上記(g)項(I)ないし(VI)に該当する者に対しては、それらの者が保有する新株予約権の対価として金員等の交付を行わないものとします。
- ③ ①および②のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間および本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下、単に「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで更新するものとし、

ただし、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本プランを廃止する旨もしくは本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。第3号議案が承認された場合における独立委員会の委員は、社外取締役1名、社外監査役1名および社外有識者（補欠監査役）1名から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの更新時点における独立委員会の委員は別紙2「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。ただし、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上相当と認める場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議する場合があります。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、または (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 自らまたは当社取締役会等を通じた買付者等との交渉・協議

- ⑤ 代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求めた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値の向上・株主共同の利益の確保という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社または当社グループ会社の取締役、執行役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙2

独立委員会委員略歴

本プラン更新時の独立委員会の委員は、以下の3名であります。

荒木 勝（あらかき まさる）

昭和27年 3月生

昭和51年 8月 監査法人中央会計事務所入所

昭和55年 9月 公認会計士登録

平成16年 2月 荒木公認会計士事務所設立

平成17年12月 株式会社梅の花 社外監査役

平成24年 6月 当社監査役に就任（現任）

平成27年12月 株式会社梅の花 社外取締役（現任）

※荒木 勝氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

鈴木 輝雄（すずき てるお）

昭和22年 2月生

昭和47年 4月 判事補任官

昭和57年 4月 神戸地方裁判所判事

昭和59年 4月 同上退官、弁護士登録

平成15年 6月 株式会社スパンドニクス 社外監査役（現任）

平成20年11月 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役（現任）

プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役
（現任）

平成26年 6月 当社取締役に就任（現任）

平成27年 2月 株式会社オーム社 社外監査役（現任）

※鈴木輝雄氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

山本 紀夫 (やまもと のりお)

昭和27年 6月生

昭和56年 4月 弁護士登録

昭和59年 1月 坂口・山本法律事務所設立

平成 7年 4月 山本法律事務所設立

平成28年 4月 久留米工業大学 理事 (現任)

平成28年 6月 久留米運送株式会社 社外監査役 (現任)

※山本 紀夫氏は現在会社法第329条第3項に規定される当社補欠監査役であります。

なお、本定時株主総会第3号議案が原案どおり承認可決されますと、同氏は補欠監査役に再任されることとなります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室

交通 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅下車、2号出入口を出て
中央大通を東へ約100メートル



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。